

京都府介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金 Q&A

令和8年9月1日現在

区分	NO.	質問内容	回答
事業概要	1	補助金のスケジュールについてはどうか	次のとおり予定しています。 ・交付申請締切: 令和8年6月15日(月) ・交付決定: 令和8年7月9日 ・実績報告: 交付決定後、事業完了後30日以内又は令和8年10月31日令和9年1月31日までのいずれかの早い日 ・補助金の支払い: 実績報告審査完了、額の確定通知後順次
	2	補助対象期間はどうか。	国補正予算成立日(令和7年12月16日)以降、令和8年9月末までに購入を完了した令和8年11月末までに購入した経費を補助対象とします。 なお、予算を超える申請があった場合調整がかかるため、あらかじめご承知おきください。予算を超える申請があったため、交付申請において、申請のあった事業所ごとの補助上限額に69.9%を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)と交付申請額を比べて小さい方の金額を上限に交付決定を行っています。
	3	申請方法はどうか。	別途、補助金電子申請システムを設けますので、原則、そちらに必要事項を記入いただく形で申請いただきますようお願いいたします。
	4	交付決定額が、補助基準額と異なる。	予算を超える申請があったため、交付申請において、申請のあった事業所ごとの補助上限額に69.9%を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)と交付申請額を比べて小さい方の金額を上限に交付決定を行っています。
補助対象サービス種別	4	介護予防サービスは補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。
	5	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。
	6	介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所は、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれますが、介護サービスの提供実績がない(介護報酬の請求実績がない)場合は、補助目的が「介護サービスの円滑な継続のための支援」であるため、補助対象となりません。
	7	基準該当サービス事業所は補助対象に含まれるのか	補助対象に含まれます。
	8	介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれるか。	補助対象に含まれません。
	9	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれるか。含まれる場合の補助上限は。	補助対象に含まれます。1事業所あたり20万円が補助上限となります。
	10	公立の介護施設は、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。
	11	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象に算定するのか。	施設の空床利用により短期入所生活介護(療養介護)を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象となりません。 なお、認知症対応型共同介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象とはなりません。
	12	同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になるということでしょうか。	お見込みのとおり。それぞれ指定サービス毎に補助対象とすることとなります。 なお、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)については、一つの事業所として補助対象となります。
	13	「施設の定員については令和7年4月1日を基準とする、事業所の訪問回数等について令和7年4月から9月提供分の平均により判断する」とあるが、それ以降に開設した施設等は補助対象にならないのか。補助対象とする場合、訪問介護事業所や通所介護事業所の訪問回数や利用延べ人数はどのように判断したらよいのか。	令和7年9月以降に開設した施設・事業所も対象とし、その場合、訪問介護や通所介護の事業実績については、提供実績を事業者において確認の上、適切な区分を選択し、申請することが可能です。 なお、令和7年9月以降に開設した訪問介護事業所及び通所介護事業所については、実績報告の際に、以下の資料を追加で御提出ください。 ・訪問介護事業所: 直近6箇月の延べ訪問回数が分かる資料 ・通所介護事業所: 直近6箇月の延べ利用者数が分かる資料 ※ 開設して6箇月に満たない場合は、直近6箇月の範囲内
	14	訪問介護の延べ訪問回数及び通所介護の延べ利用者数については、どのように計算すればよいのか。	訪問介護の延べ訪問回数及び通所介護の延べ利用者数については、令和7年4月サービス提供から9月サービス提供までの平均により判断すること。(国交付要綱別添1※1) なお、訪問回数等の計算は事業所において適切に行うこととするが、府においては、国を通じ、当該期間の国保連請求データから算出された事業所ごとの訪問回数データを入手しているため、審査過程で当該データと突合し、審査過程で確認することがあります。 なお、それ以降に指定を受けた事業所についても、同様に提供状況を確認の上、適切な区分を選択し、申請することが可能です。
	15	訪問介護事業所について、同一建物減算の算定の有無はどのように確認したらよいのか。	事業者において、指定権者に届け出られている加算体制届内容を基に確認をお願いいたします。

補助単価	16	各サービス毎の補助単価の上限は確実に交付されるのか。	当該事業は府の予算の範囲内で交付するものであり、予算を上回る申請状況であった場合、申請締切後に一定の調整率を乗じて補助金額を算出することを想定しています。 実際の補助金額については、交付決定通知においてお知らせします。 予算を超える申請があったため、交付申請において、申請のあった事業所ごとの補助上限額に69.9%を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)と交付申請額を比べて小さい方の金額を上限に交付決定を行っています。
	17	補助対象経費は国の実施要綱以上の内容を具体的に示される予定はあるのか。	本補助金については、①介護サービスを円滑に継続することや②災害への備えなど、事業の趣旨目的に反しないものであれば、 <u>幅広く</u> 施設や事業所の実状に応じて必要な物品の購入経費に充当することを可能としており、別途、補助対象経費を限定列挙する予定はありません。 <u>ただし、①介護サービスを円滑に継続することや②災害への備えといった事業の趣旨・目的にどういう理由で該当するかについては、対象経費ごとに整理をしておくようにしてください。(必要に応じて、確認を行う場合があります。)</u> なお、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象経費として認めておらず、また、取得費用が50万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費の一部に充当することなども、対象経費として認めませんのでご留意ください。
	18	国の実施要綱において「訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所」の対象経費の例としてアとイ、「入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所」の対象経費の例としてウとエが記載されているが、訪問系サービス事業所は、ウとエの経費は補助対象外となるのか。	あくまで対象経費の例として示したものであり、事業の趣旨目的に反しないものであれば、施設や事業所の実情に応じて必要な物品の購入経費に充当することは可能です。 <u>ただし、①介護サービスを円滑に継続することや②災害への備えといった事業の趣旨・目的にどういう理由で該当するかについては、対象経費ごとに整理をしておくようにしてください。(必要に応じて、確認を行う場合があります。)</u>
	19	他の補助金の使途と本補助金の対象経費について重複することについて問題はないか。	補助対象経費の範囲としては重複するとしても、実際に各施設等で物品購入を行った際に、複数の補助金等の実績として申請するなど財源が重複していなければ、本補助金の執行上、問題ありません。
	19-2	<u>光熱水費は補助対象か。</u>	<u>交付申請の審査段階で、既にセンターから個別に確認されていると思います</u> <u>が、京都府医療機関等物価高騰対策事業(光熱費)において、受給した金額と明確に分けることができるのであれば可能です。</u> <u>(例)</u> <u>物価高騰(光熱費)で20万円の補助があった。これは1月及び2月分である。3月以降の分については、サービス継続支援事業を利用して申請を行う。など</u>
	19-3	<u>光熱水費について、1つの建物内に同一法人の複数の事業所が入っており、光熱水費等を法人が一括で支払いをしている場合、各事業所按分申請が可能か。</u>	<u>交付申請の審査段階で、既にセンターから個別に確認されていると思います</u> <u>が、面積按分により、申請が可能です。</u> <u><例></u> 同一建物(計1,320㎡)に、訪問介護(20㎡)、通所介護(100㎡)、認知症GH(1,000㎡)、共用部分(200㎡)があり、法人で水道光熱費を1,000,000円支払っている場合。 →①共用部分を按分する。 訪問介護: $200\text{㎡} \times \frac{20\text{㎡}}{20\text{㎡}+100\text{㎡}+1,000\text{㎡}} = 3.57\text{㎡}$ 通所介護: $200\text{㎡} \times \frac{100\text{㎡}}{20\text{㎡}+100\text{㎡}+1,000\text{㎡}} = 17.86\text{㎡}$ 認知症GH: $200\text{㎡} \times \frac{1,000\text{㎡}}{20\text{㎡}+100\text{㎡}+1,000\text{㎡}} = 178.57\text{㎡}$ ②①の面積を各事業所種別等の面積に加える。 訪問介護: $20\text{㎡} + 3.57\text{㎡} = 23.57\text{㎡}$ 通所介護: $100\text{㎡} + 17.86\text{㎡} = 117.86\text{㎡}$ 認知症GH: $1,000\text{㎡} + 178.57\text{㎡} = 1,178.57\text{㎡}$ ③水道光熱費を②で算出した面積により按分し得た額が、補助対象経費となる。 訪問介護: $1,000,000\text{円} \times \frac{23.57\text{㎡}}{1,178.57\text{㎡}} = 17,856\text{円}$ 通所介護: $1,000,000\text{円} \times \frac{117.86\text{㎡}}{1,178.57\text{㎡}} = 89,288\text{円}$ 認知症GH: $1,000,000\text{円} \times \frac{1,178.57\text{㎡}}{1,178.57\text{㎡}} = 892,856\text{円}$ ④事業所種別ごとの基準額と③で得た額を比較し、小さい額が交付申請額となる。 訪問介護: $17,856\text{円} < 200,000\text{円} \rightarrow 17,856\text{円}$ 通所介護: $89,288\text{円} < 200,000\text{円} \rightarrow 89,288\text{円}$ 認知症GH: $892,856\text{円} > 200,000\text{円} \rightarrow 200,000\text{円}$
	20	災害備蓄等の購入費の例示として、ローリングストックの初期費用とあるが、消耗品等について使用後に補充することを前提にすれば、補助金等で購入した物品について平時に使用してもよいということか。	お見込みのとおり、平時に使用することでも問題ありません。なお、平時から使用する消耗品を定額で補助するのではなく、実際に係った経費を補助対象とすることとしています。
	21	移動に伴い必要となる費用として燃料費を対象とする場合、一律に定額を補助対象とすることは可能か。	本事業においては、各事業所の実状に応じた支援を行う観点から、燃料費について一律に定額を支出するのではなく、実際に係った経費を補助対象とすることとします。
	22	過去に購入したものを補助対象にすることは可能か。(例:令和7年4月1日以降に購入した物品を補助対象にする、など)	国補正予算成立日(令和7年12月16日)以降に購入した、補助目的に合致する物品購入を補助対象とします。
	23	取得費用が50万円以上など、財産処分制限の対象となる備品等の購入を認めない理由如何。また、補助単価を超えた場合は、補助対象外になるという認識でよいか。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が50万円以上となる物品等は補助対象外としている。複数の物品を組み合わせて補助単価を超える場合は、補助単価を上限として補助して差し支えありません。
補助方法	24	補助金の交付時期はいつ頃を予定しているのか。	交付決定後、事業実績報告書を提出いただき、支出内容を確認した上で補助金額を確定した上で支払う「精算払」とします。

	25	補助金実績報告書に領収証等支払い額の根拠資料の提出は必要か。	領収証等支払額の分かる資料の添付をお願いする予定です。領収証等の原本は事業者において適切に保管をお願いします。
実績報告	26	交付決定額が、交付申請額から下がったため、実際に購入するものの数を変更したいと考えているが、可能か。	対象となる経費の内容に変更がない(例:数の変更)のであれば、可能です。 また、交付決定までの期間において、対象経費の金額が変わった場合においても、軽微な変更として、対応可能です。 ただし、内容に変更が生じる(購入品目を変更する等)場合は、変更申請書の提出が必要です。
	27	当初のスケジュールでは、実績報告の期間が、「交付決定後、事業完了後30日以内又は令和8年10月31日までのいずれかの早い日」となっている。交付決定の時期が遅かったため、延長してもらえないか。	この度は交付申請が遅くなり、御迷惑をお掛けしました。 実績報告の期間を、「交付決定後、事業完了後30日以内又は令和9年1月31日までのいずれかの早い日」に修正しました。 また、補助対象期間についても、「国補正予算成立日(令和7年12月16日)以降、令和8年9月末までに購入を完了した経費を補助対象とします。」としていましたが、「国補正予算成立日(令和7年12月16日)以降、令和8年11月末までに購入した経費を補助対象とします。」に変更します。 なお、実績報告書の提出時期を遅くとも令和9年1月31日までとしています。審査が済み次第、順次、額の確定・補助金の支払い(令和8年12月以降を想定)を行っていきます。 実績報告の提出時期が、令和9年1月に集中すると、その分センターにおける審査も遅れてしまうことから、提出資料の準備ができ次第、できるだけ早めの御提出に、御協力をお願いします。
	28	「事業収支決算書」の「3 支出の部」の書き方が分からない。	区分については、例えば、次のような書き方が想定されます。 <例> 1 ①介護サービスを円滑に継続するための対応、②災害備蓄等への対応、という2つの事業ごとに記載する方法 2 複数事業所がある場合は、事業所ごとに記載する方法 3 1と2を合わせた形で記載する方法
	29	実績報告書に添付する、経費の内容が分かる書類とはどういうものを想定しているのか。	領収書、レシートなど、支払ったことが分かる資料を想定しています。領収書やレシート等がない場合、例えば、「請求書と口座履歴(通帳の写し等)」でも差し支えありません。 なお、クレジットカードでの購入も補助対象となりますが、家電量販店やアマゾンなどで購入する際にポイントで購入することは補助の対象外となりますので、御留意ください。 また、複数の事業所を有する法人が、法人として一括で支払いを行っている場合、当該支払金額が、事業所ごとに明確に区分できるようにしてください。
	30	Q13に関連し、令和7年9月以降に開設した施設・事業所であるが、追加資料が必要なのか。	令和7年9月以降に開設した訪問介護事業所及び通所介護事業所については、実績報告の際に、以下の資料を追加で御提出ください。 ・訪問介護事業所:直近6箇月の延べ訪問回数分かる資料 ・通所介護事業所:直近6箇月の延べ利用者数分かる資料 ※ 開設して6箇月に満たない場合は、直近6箇月の範囲内